

報 告 第 6 号

令和元年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
令和元年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和元年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
資本的支出	建設改良費	公共下水道 建設事業	393,426,240	277,049,432	101,980,000	51,100,000
		特定環境保全公共 下水道建設事業	788,608,910	147,958,914	636,899,200	468,400,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	受益者負担金等	損益勘定留保資金			
0	50,817,000	63,000	14,396,808	0	<p>(1) 砂川堀第2雨水幹線改修工事 繁忙期により水門ゲート及び止水板の製作に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月30日までの102日間の延長)</p> <p>(2) 水谷東ポンプ場ゲート電動機交換工事 繁忙期により電動機の製作に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月30日までの100日間の延長)</p>
122,250,000	25,732,000	20,517,200	3,750,796	0	<p>(3) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第1工区) スクールバス運行経路の変更協議、スクールバス出入り確保と交通規制との兼ね合い及び地下埋設物などによる施工条件の変更により不測の日数を要したことに伴う工期延長 (8月31日までの171日間の延長)</p> <p>(4) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第2工区) 境界確認作業、借地の協議及び地下埋設物の布設替え協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (7月31日までの140日間の延長)</p> <p>(5) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第3工区) 地下埋設物の布設替え協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月29日までの71日間の延長)</p> <p>(6) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第4工区) 繁忙期によりポンプ設備の製作に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月30日までの103日間の延長)</p> <p>(7) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第5工区) 繁忙期によりポンプ設備の製作に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月30日までの103日間の延長)</p> <p>(8) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第6工区) 沿線事業者の出入口確保のための調整や地下埋設物の布設替え協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月29日までの71日間の延長)</p>